

## ○ (旧) 都市計画法施行条例 (平成 14 年 3 月 27 日条例第 25 号)

改正 平成 15 年 3 月 17 日条例第 33 号 平成 17 年 10 月 7 日条例第 63 号

平成 18 年 3 月 24 日条例第 33 号 平成 19 年 7 月 2 日条例第 39 号

### 第 1 条から第 6 条まで (略)

(市街化を促進しない開発行為)

**第 7 条** 法第 34 条第 12 号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における次の各号に掲げる開発行為とする。

- (1) 別表第 2 に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (2) 当該区域内において行う特定の開発行為が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと知事が認めて指定する区域 (以下「特別指定区域」という。) 内における別表第 3 に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 特別指定区域内の次の表の左欄に掲げる土地の区域内において、同表の右欄に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

土地の区域	建築物
駅、バスターミナル等の周辺地域として知事が指定する土地の区域	駅、バスターミナル等の利用者の利便性の向上を図り、地域の活性化に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
工場、店舗等の周辺地域であって、都市の基盤が整備されながらその利用が図られていないものとして知事が指定する土地の区域	産業活動の利便性の向上を図り、地域経済の活性化に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
人口が減少している集落の地域として知事が指定する土地の区域	居住者の利便性の向上を図り、当該区域内の居住者の定着に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
公共施設の移転その他の理由により地域の活力が失われた地域として知事が指定する土地の区域	他の地域との交流を促進し、地域の活力の再生に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物

一部改正 [平成 15 年条例第 33 号・18 年 33 号・19 年 39 号]

(特別指定区域の指定)

**第 8 条** 市町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に対し、当該市町の区域内の第 3 項各号のいずれにも該当する土地の区域について、特別指定区域として指定することを申し出ることができる。

- (1) 市町長が、当該市町の全部又は一部の区域に係る土地利用計画 (以下「市町土地利用計画」という。) を作成した場合

(2)地域のまちづくりを行っている団体が規則で定めるものが、当該団体が作成した当該市町の区域の一部の区域に係る土地利用計画（以下「まちづくり団体土地利用計画」という。）を市町長に提出した場合

2 市町長は、前項の規定による申出をしようとするときは、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにした特別指定区域の指定の案及び当該区域に係る土地利用計画の概要その他規則で定める図書を添付するものとする。

(1)前項第1号の場合における申出(前条第2号に規定する開発行為に係る申出に限る。)市町土地利用計画の内容を踏まえて、別表第3に掲げる建築物ごとに開発行為を行うことができる区域

(2)前項第1号の場合における申出(前条第3号に規定する開発行為に係る申出に限る。)市町土地利用計画の内容を踏まえて、前条第3号の規定による知事の指定を求める土地の区域及び建築物

(3)前項第2号の場合における申出 まちづくり団体土地利用計画の内容を踏まえて、別表第3の1の項、2の項及び4の項から7の項までに掲げる建築物ごとに開発行為を行うことができる区域

3 知事は、第1項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る土地の区域が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該区域を特別指定区域として指定することができる。

(1)当該区域において行う開発行為が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものであること。

(2)当該区域において行う開発行為に係る予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められるものであること。

(3)当該区域に係る市町土地利用計画又はまちづくり団体土地利用計画が、土地利用の基本方針その他の規則で定める事項について、関係住民及び利害関係人の意見を聴いて作成されたものであること。

(4)当該区域に係る市町土地利用計画又はまちづくり団体土地利用計画の達成が見込まれるものであること。

(5)政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域であること。

4 知事は、特別指定区域における法第3章第1節の規定による許可をしようとする場合において必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

5 第5条第6項、第8項及び第9項の規定は、特別指定区域の指定について準用する。

一部改正〔平成15年条例第33号・18年33号〕

(市街化を促進しない建築物の新築等)

**第9条** 政令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更（以下「新築等」という。）又は第1種特定工作物の新設は、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における次の各号に掲げる建築物の新築等とする。

(1)別表第2に掲げる建築物（同表第7項に掲げるものを除く。）の新築等

- (2)第8条第1項第1号の場合における申出に基づき指定された特別指定区域における次のいずれかに該当する建築物の新築等
- ア 別表第3に掲げる建築物
  - イ 第7条第3号の表の左欄に掲げる土地の区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる建築物
- (3)第8条第1項第2号の場合における申出に基づき指定された特別指定区域における別表第3の1の項、2の項及び4の項から7の項までに掲げる建築物の新築等  
一部改正〔平成15年条例第33号・18年33号・19年39号〕

## 第10条（略）

### 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成14年9月規則第78号で、同14年10月1日から施行）

### 附 則（平成15年3月17日条例第33号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年10月7日条例第63号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) （略）

(4) （前略）第5条の規定 平成18年3月27日

### 附 則（平成18年3月24日条例第33号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（平成19年7月2日条例第39号）

この条例は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第1条中都市計画法施行条例別表第212の改正規定は、公布の日から施行する。

## 別表第1・別表第2（略）

## 別表第3（第7条、第10条関係）

- 1 開発区域周辺の市街化調整区域に通算して10年以上居住する者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地において、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの
- 2 居住者の減少に対処する必要がある集落又はその近接地における転入者のための戸建ての住宅
- 3 市町が所有し、及び管理する賃貸住宅で規則で定めるもの
- 4 開発区域周辺の市街化調整区域に通算して10年以上居住する者が、生計を維持するために新たに必要とする自己又は自己が役員となっている法人の業務の用に供する事業所で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと知事が認めるもの
- 5 市街化調整区域に建築されてから通算して10年以上営まれている事業所の事業環境の改善のために行う当該事業所の建て替えに係る建築物で規則で定めるもの

- 6 産業が停滞し、及び人口が減少していると認められる地域における雇用及び就業の機会の創出に資する工場又は研究所で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと知事が認めるもの
  - 7 廃業等により業種又は事業者が変更され、現敷地において引き続き営まれる工場で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと知事が認めるもの
  - 8 幹線道路の沿道又は自動車専用道路のインターチェンジ周辺における流通業務の用に供する施設で規則で定めるもの
  - 9 駐車場、資材置き場等に利用する土地の適切な管理を行うために必要な建築物で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと知事が認めるもの
- 一部改正〔平成15年条例第33号・19年39号〕

## ○（旧）都市計画に関する手続等を定める規則（昭和45年5月1日規則第42号）

改正	昭和46年4月1日規則第24号	昭和47年8月1日規則第56号
	昭和50年3月31日規則第36号	昭和51年4月1日規則第39号
	昭和54年2月1日規則第6号	昭和54年12月25日規則第118号
	昭和55年4月1日規則第15号	昭和55年11月21日規則第100号
	昭和60年3月12日規則第9号	平成5年6月24日規則第61号
	平成7年6月30日規則第44号	平成8年3月22日規則第13号
	平成12年3月31日規則第78号	平成13年1月5日規則第8号
	平成13年5月17日規則第81号	平成14年3月29日規則第31号
	平成15年3月31日規則第60号	平成17年3月28日規則第7号
	平成17年3月31日規則第44号	平成17年9月30日規則第72号
	平成18年2月9日規則第4号	平成18年3月31日規則第26号
	平成19年11月27日規則第73号	

### 第1条から第6条の2まで（略）

（指定区域等の案の公告）

**第6条の3** 条例第5条第4項（同条第9項又は条例第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定区域又は認定する集落（以下この条において「指定区域等」という。）の名称
- (2) 指定区域に指定しようとする土地又は認定しようとする集落の区域
- (3) 環境の保全上支障がある予定建築物等の用途
- (4) 指定区域等の案の縦覧場所

2 指定区域等の案は、次に掲げる図書によって表示するものとする。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した図書
- (2) 指定区域等の位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）
- (3) 指定区域等の区域図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

3 知事は、条例第5条第8項（同条第9項及び条例第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示をしたときは、直ちに、前項各号に掲げる図書を公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告するものとする。

4 第1項及び前項に規定する公告は、兵庫県公報に登載して行うものとする。

追加〔平成14年規則第31号〕、一部改正〔平成15年規則第60号〕

（まちづくり団体）

**第6条の4** 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める地域のまちづくりを行つて  
いる団体は、当該団体の組織及び活動内容を考慮して、当該市町の区域内における土地利  
用計画を作成することができるものとして市町長の認定を受けた団体とする。

追加〔平成18年規則第26号〕

（特別指定区域の指定の申出に係る添付図書等）

**第6条の5** 条例第8条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別指定区域の位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）

- (2) 特別指定区域の区域図（縮尺 2,500 分の 1 以上のもの）
  - (3) 第 2 項第 4 号に掲げる区域を明らかにした土地利用計画図
  - (4) 関係住民及び利害関係人の意見書
  - (5) 市町長の附属機関で土地利用に関する調査審議を担当するものの意見書
  - (6) 前条の団体が作成する土地利用計画にあつては、市町長の意見書
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- 2 条例第 8 条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 土地利用計画の名称及び区域
  - (2) 土地利用計画の目標
  - (3) 土地利用の基本方針
  - (4) 条例第 8 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に規定する申出に係る土地利用計画にあつては、次に掲げる区域
    - ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域
    - イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域
    - ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域
    - エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域
    - オ 地域の活性化に資するため多様な機能の整備を図るべき区域
  - (5) 条例第 8 条第 2 項第 2 号に規定する申出に係る土地利用計画にあつては、条例第 7 条第 3 号の規定により知事の指定を求める土地の区域及び建築物
  - (6) 条例第 5 条第 4 項及び第 5 項の規定の例により行う土地利用計画の案に係る公衆の縦覧又は閲覧及び意見書の提出の手續の概要
  - (7) 市町長が作成する土地利用計画にあつては、市町長の附属機関で土地利用に関する調査審議を担当するものからの土地利用計画の案についての意見聴取の手續の概要
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、土地利用に関する事項
- 3 知事は、条例第 8 条第 5 項において準用する条例第 5 条第 8 項の規定による告示をしたときは、直ちに、次に掲げる図書を公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告するものとする。
- (1) 特別指定区域の名称、特別指定区域に含まれる土地の区域及び予定建築物等の用途を記載した図書
  - (2) 特別指定区域の位置図（縮尺 25,000 分の 1 以上のもの）
  - (3) 特別指定区域の区域図（縮尺 2,500 分の 1 以上のもの）
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- 4 第 6 条の 3 第 4 項の規定は、前項の規定による公告について準用する。
- 追加〔平成 14 年規則第 31 号〕、一部改正〔平成 15 年規則第 60 号・18 年 26 号〕
- （市街化を促進しない建築物等）
- 第 6 条の 6** 条例別表第 2 の 1 の項に規定する規則で定める土地は、次の各号のいずれかに該当する土地とする。
- (1) 条例別表第 2 の 1 の項(1)又は(2)に掲げる者が区域区分日前から所有しているもの

(2)区域区分日の前日における所有者又は相続等によりその地位を承継した当該所有者の直系卑属若しくは2親等以内の親族から当該者の直系卑属又は2親等以内の親族である条例別表第2の1の項(1)又は(2)に掲げる者が、区域区分日以後に相続等により承継し、又は承継することが確実なもの

- 2 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める住宅、同表2の項に規定する規則で定める住宅及び同表3の項に規定する規則で定める住宅は、別表第1の1の項建築物の欄に掲げる住宅とする。
- 3 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める者は、同項に掲げる住宅を建築しようとする者の直系尊属とする。
- 4 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める住宅は、別表第1の2の項建築物の欄に掲げる住宅とする。
- 5 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める者は、同項に掲げる住宅を建築しようとする者の直系尊属とする。
- 6 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める住宅は、別表第1の3の項建築物の欄に掲げる住宅とする。
- 7 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める住宅は、別表第1の4の項建築物の欄に掲げる住宅とする。
- 8 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める建築物は、別表第1の5の項建築物の欄に掲げる建築物とする。
- 9 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める規模は、建築物の延べ面積（当該事業所の業務に従事する者のための福利厚生施設の用に供される部分の面積を除く。）及び敷地面積が建て替え前の建築物の延べ面積及び敷地面積のそれぞれ1.5倍を超えないこととする。
- 10 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める研究施設は、別表第1の6の項建築物の欄に掲げる研究施設とする。
- 11 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める介護老人保健施設は、別表第1の7の項建築物の欄に掲げる介護老人保健施設とする。
- 12 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める神社、寺院、教会等又は納骨堂は、別表第1の8の項建築物の欄に掲げる神社、寺院、教会等又は納骨堂とする。
- 13 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める建築物は、別表第1の9の項建築物の欄に掲げる建築物とする。
- 14 条例別表第2の15の項に規定する規則で定める規模及び同表16の項に規定する規則で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
  - (1)条例別表第2の15の項及び16の項に掲げる建築物のうち住宅であるもの 住宅の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が280平方メートル以下であるか、又は建て替え前の建築物の延べ面積の1.1倍を超えず、かつ、敷地面積が500平方メートル以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.1倍を超えないこと。
  - (2)条例別表第2の15の項及び16の項に掲げる建築物のうち住宅以外の建築物であるもの 建築物の延べ面積（事業所の場合にあつては、当該事業所の業務に従事する者のための福利厚生施設の用に供される部分の面積を除く。）及び敷地面積が建て替え前の建築物の延べ面積及び敷地面積のそれぞれ1.5倍を超えないこと。

- 15 条例別表第2の16の項に規定する規則で定めるときは、建て替えを行うことのできる市街化区域内の土地の位置、交通上の利便等からみて、当該土地に移転することにより現に営む事業の利益を著しく損なうことが見込まれるとき、又は当該土地から通勤し、通学し、若しくは通院することにより社会生活上の利便を著しく損なうことが見込まれるときとする。
- 16 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める者は、同項に掲げる建築物を建築しようとする者の直系尊属とする。
- 17 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める建築物は、別表第1の10の項建築物の欄に掲げる建築物とする。

追加〔平成14年規則第31号〕、一部改正〔平成15年規則第60号・18年26号〕

**第6条の7** 条例別表第3の1の項に規定する規則で定める者は、同項に掲げる住宅を建築しようとする者の直系尊属とする。

- 2 条例別表第3の1の項に規定する規則で定める住宅は、別表第2の1の項建築物の欄に掲げる住宅とする。
- 3 条例別表第3の3の項に規定する規則で定める賃貸住宅は、別表第2の2の項建築物の欄に掲げる賃貸住宅とする。
- 4 条例別表第3の4の項に規定する規則で定める事業所は、別表第2の3の項建築物の欄に掲げる事業所とする。
- 5 条例別表第3の5の項に規定する規則で定める建築物は、別表第2の4の項建築物の欄に掲げる建築物とする。
- 6 条例別表第3の6の項に規定する規則で定める工場又は研究所は、別表第2の5の項建築物の欄に掲げる工場又は研究所とする。
- 7 条例別表第3の7の項に規定する規則で定める工場は、別表第2の6の項建築物の欄に掲げる工場とする。
- 8 条例別表第3の8の項に規定する規則で定める施設は、別表第2の7の項建築物の欄に掲げる施設とする。
- 9 条例別表第3の9の項に規定する規則で定める建築物は、別表第2の8の項建築物の欄に掲げる建築物とする。

追加〔平成14年規則第31号〕、一部改正〔平成15年規則第60号・18年26号〕

**第6条の7の2から第18条まで**（略）

附 則（略）

**別表第1**（第6条の6関係）

区分	建築物
1 条例別表第2の1の項から3の項までに規定する規則で定める住宅	<p>次のいずれにも該当する住宅</p> <p>(1) 建築物の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が280平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の敷地面積が500平方メートル以下であること。</p>



<p>2 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める住宅</p>	<p>次のいずれにも該当する住宅</p> <p>(1)建築物の延べ面積(自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。)が280平方メートル以下であるか、又は建て替え前の建築物の延べ面積を超えないこと。</p> <p>(2)建築物の敷地面積が500平方メートル以下であること。</p>
<p>3 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める住宅</p>	<p>次のいずれにも該当する住宅</p> <p>(1)建築物の延べ面積(自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。)が280平方メートル以下であるか、又は建て替え前の建築物の延べ面積を超えないこと。</p> <p>(2)現敷地に加えた土地の面積が収用された土地の面積の1.5倍を超えないこと。</p>
<p>4 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める住宅</p>	<p>建築物の増築又は建て替えを併せて行う場合にあつては、建築物の延べ面積(自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。)が280平方メートル以下であるか、又は建て替え前の建築物の延べ面積を超えない住宅</p>
<p>5 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める建築物</p>	<p>次のいずれにも該当する建築物</p> <p>(1)市町が条例により設置し、及び管理するものであること。</p> <p>(2)次のいずれにも該当する建築物にあつては戸数が建て替え前の戸数の1.5倍を超えず、その他の建築物にあつては戸数が建て替え前の戸数の1.2倍を超えないこと。</p> <p>ア 現敷地に建築するものであること。</p> <p>イ 建築物の容積率が10分の8以下で、かつ、建ぺい率が10分の4以下であること。</p> <p>(3)建築物の建ぺい率が10分の5以下であること。</p> <p>(4)建築物の高さが12メートル以下であること。ただし、周辺の土地利用の状況を勘案して環境上及び景観上の対策を講じることにより周辺の環境と調和すると認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>6 条例別表第2の11の項に規定する規則で定め</p>	<p>農林漁業若しくはこれに関連する事業又は地場産業の振興に資する事業に係る研究を行う研究施設</p>

<p>る研究施設</p>	
<p>7 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める介護老人保健施設</p>	<p>入所定員が次のいずれにも該当する介護老人保健施設</p> <p>(1)100名以下（介護老人保健施設を建築しようとする土地が存する市町が、福祉に関する施策に基づき、介護老人保健施設の入所定員の上限を100名を超えない範囲で定めたときは、当該上限以下）であること。</p> <p>(2)介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する兵庫県介護保険事業支援計画において定める同条第2項第1号に規定する必要入所定員総数以下であること。</p>
<p>8 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める神社、寺院、教会等又は納骨堂</p>	<p>次のいずれにも該当する神社、寺院、教会等又は納骨堂</p> <p>(1)建築物の延べ面積が500平方メートル以下であること。</p> <p>(2)建築物の敷地面積が2,000平方メートル以下であること。</p> <p>(3)神社、寺院、教会等にあつては、参拝者のための宿泊施設等の開発区域周辺の市街化調整区域に居住する者の宗教活動のための施設以外の施設を併設しないものであること。</p> <p>(4)納骨堂にあつては、神社、寺院、教会等と同一の敷地内に併設するもので、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の許可を受けることが確実であると見込まれるものであること。</p>
<p>9 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める建築物</p>	<p>次のいずれかに該当する建築物</p> <p>(1)管理事務所</p> <p>(2)倉庫</p> <p>(3)キャンプ場のバンガローその他の工作物の利用の目的を達成するために当該工作物に附帯する建築物</p> <p>(4)工作物を利用する者のための食堂、売店、便所又は休憩所</p>
<p>10 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める建築物</p>	<p>次のいずれにも該当する建築物</p> <p>(1)長屋又は共同住宅にあつては、戸数が建て替え前の戸数を超えないこと。</p> <p>(2)建築物の敷地面積が容積率の制限に適合する最小限の面積の1.1倍を超えないこと。</p>

追加〔平成 14 年規則第 31 号〕、一部改正〔平成 15 年規則第 60 号・18 年 26 号〕

別表第 2（第 6 条の 7 関係）

区分	建築物
1 条例別表第 3 の 1 の項に規定する規則で定める住宅	次のいずれにも該当する住宅 (1) 建築物の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が 280 平方メートル以下であること。 (2) 建築物の敷地面積が 500 平方メートル以下であること。
2 条例別表第 3 の 3 の項に規定する規則で定める賃貸住宅	次のいずれにも該当する賃貸住宅 (1) 市町が条例により設置し、及び管理するものであること。 (2) 建築物の建ぺい率が 10 分の 5 以下であること。 (3) 建築物の高さが 12 メートル以下であること。ただし、周辺の土地利用の状況を勘案して環境上及び景観上の対策を講じることにより周辺の環境と調和すると認められる場合は、この限りでない。
3 条例別表第 3 の 4 の項に規定する規則で定める事業所	敷地面積が 1,000 平方メートル以下の敷地に建築される次に掲げる事業所以外の事業所 (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ほ）項第 2 号及び第 3 号、（へ）項第 3 号及び第 5 号並びに（を）項第 5 号に掲げるもの (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項、第 6 項又は第 11 項に該当する営業に係るもの
4 条例別表第 3 の 5 の項に規定する規則で定める建築物	次のいずれにも該当する建築物 (1) 3 の項建築物の欄（1）及び（2）に掲げる事業所以外の事業所の建て替えに係るものであること。 (2) 建築物の延べ面積（当該事業所の業務に従事する者のための福利厚生施設の用に供される部分の面積を除く。）が建て替え前の建築物の延べ面積の 1.5 倍を超えないこと。 (3) 建築物の敷地面積が 1,000 平方メートル以下であるか、又は建て替え前の建築物の敷地面積の 1.5 倍を超えないこと。

<p>5 条例別表第3の6の項に規定する規則で定める工場又は研究所</p>	<p>先端的な科学技術に関する事業又は地場産業の振興に資する事業に係る工場又は研究所</p>
<p>6 条例別表第3の7の項に規定する規則で定める工場</p>	<p>地場産業の振興に資する事業に係る工場（建築物の増築又は建て替えを併せて行う場合にあつては、建築物の延べ面積（当該工場の業務に従事する者のための福利厚生施設の用に供される部分の面積を除く。）が増築又は建て替え前の延べ面積の1.5倍を超えないものに限る。）</p>
<p>7 条例別表第3の8の項に規定する規則で定める施設</p>	<p>次のいずれかに該当する施設</p> <p>(1)貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送に係るものを除く。）の用に供するもの</p> <p>(2)倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供するもの</p>
<p>8 条例別表第3の9の項に規定する規則で定める建築物</p>	<p>次のいずれにも該当する管理事務所</p> <p>(1)建築物の延べ面積が15平方メートル以下であること。</p> <p>(2)平屋建てであること。</p> <p>(3)彩度の高い色の外装材を使用しない等周辺の景観に配慮するものであること。</p>

追加〔平成14年規則第31号〕、一部改正〔平成15年規則第60号・18年26号〕